

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

- 議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正
 (人事課) 3

—— 規 則 ——

- 亀岡市財務規則の一部改正
 (保険医療課) 5
- 亀岡市老人医療費支給条例施行規則の一部改正
 (保険医療課) 6

—— 告 示 ——

- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 9
- 国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 9
- 亀岡市介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金交付要綱の一部改正
 (高齢福祉課) 10
- 亀岡市税等口座振替収納事務取扱要綱の一部改正
 (税務課) 10
- 国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 11
- 国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 12
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 12
- 公示送達 (税務課) 13
- 市道路線の区域変更に関する告示
 (土木管理課) 14

- 市道路線の供用開始に関する告示
 (土木管理課) 15
- 国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 17
- 国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 17
- 国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 17

—— 公 告 ——

- 亀岡市大井町南部土地区画整理組合の事業計画変更の認可 (都市整備課) 18
- 南丹都市計画事業大井町南部土地区画整理事業の事業計画において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧 (都市整備課) 19
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 20
- 農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課) 23

—— 任免及び辞令 ——

教育委員会欄

—— 任免及び辞令 ——

選挙管理委員会欄

—— 告 示 ——

- 亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数 25

- 亀岡市議会の解散請求並びに市長等の
解職請求に要する有権者総数の3分の
1の数 25
- 合併協議会設置協議について選挙人の
投票に付する請求に要する有権者総数
の6分の1の数 25
- 亀岡市長選挙に係る選挙時登録の被登
録資格決定の基準日等について 25

公布された条例のあらまし

議会の議員及び非常勤の職員の公
務災害補償等に関する条例等の一
部を改正する条例要綱

- 1 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、平成27年10月1日から施行することとした。

条 例

議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年9月18日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第27号

議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例

(議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年亀岡市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項及び第2項並びに第14条第2項中「一に」を「いずれかに」に改める。

附則第5条第1項の表傷病補償年金の項中「国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定による障害共済年金(以下単に「障害共済年金」という。)又は」を削り、同表障害補償年金の項中「障害共済年金又は」を削り、同表遺族補償年金の項中「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は」を削り、同条第2項の表中「障害共済年金又は」を削る。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例(昭和30年亀岡市条例第28号)の一部を次のよ

うに改正する。

第3条第2項中「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項」を「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項」に改める。

(亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第3条 亀岡市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年亀岡市条例第17号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項の表傷病補償年金の項中「(当該損害補償の事由となった障害により国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法(以下この条において「国家公務員共済組合法等」という。))の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。)」を削り、同表障害補償年金の項中「(当該損害補償の事由となった障害により国家公務員共済組合法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。)」を削り、同表遺族補償年金の項中「(当該損害補償の事由となった死亡により国家公務員共済組合法等の規定による遺族共済年金が支給される場合を除く。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定の適用については、当分の間、同条第1項の表傷病補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第4条第3号に規定する改正前国共済法若しくは同条第6号に規定する改正前地共済法の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金」と、同表障害補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害共済年金又は障害厚生年金」と、同表遺族補償年金の項中「死亡について遺族厚生年金」とあるのは「死亡について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第4条第3号に規定する改正前国共済法若しくは同条第6号に規定する改正前地共済法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金」と、同条第2項の表中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害共済年金又は障害厚生年金」とする。

3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第41条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者又は同法附則第65条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者に係る第1条の規定による改正後の議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定の適用については、同条第1項の表傷病補償年金の項中「規定による障害厚生年金」とあるのは「規定による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金

保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による障害共済年金」と、同表遺族補償年金の項中「規定による遺族厚生年金」とあるのは「規定による遺族厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金」とする。

4 第3条の規定による改正後の亀岡市消防団員等公務災害補償条例附則第5条の規定の適用については、当分の間、同条第2項の表傷病補償年金の項中「障害基礎年金」とあるのは「障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害により被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第4条第3号に規定する改正前国共済法、同条第6号に規定する改正前地共済法若しくは同条第9号に規定する改正前私学共済法又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下単に「改正前国共済法等」という。）の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）」と、同表障害補償年金の項中「障害基礎年金」とあるのは「障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害により改正前国共済法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。）」と、同表遺族補償年金の項中「遺族基礎年金」とあるのは「遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡により改正前国共済法等の規定による遺族共済年金が支給さ

れる場合を除く。) 」とする。

- 5 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者又は同法附則第65条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者に係る第3条の規定による改正後の亀岡市消防団員等公務災害補償条例附則第5条の規定の適用については、同条第1項の表傷病補償年金の項中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下「障害厚生年金等」という。)」と、同表障害補償年金の項中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金等」と、同表遺族補償年金の項中「遺族厚生年金」とあるのは「遺族厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金(以下「遺族厚生年金等」という。)」と、同条第2項の表傷病補償年金の項及び障害補償年金の項中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金等」と、同表遺族補償年金の項中「厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金」とあるのは「遺族厚生年金等」と、同条第5項中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金等」とする。

「揭示済」

規則

亀岡市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第29号

亀岡市財務規則の一部を改正する規則

亀岡市財務規則(昭和40年亀岡市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第14号中「並びに介護保険法(平成9年法律第123号)第144条の2」を「、介護保険法(平成9年法律第123号)第144条の2並びに高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第114条」に改める。

第48条の2第1項中「及び介護保険法第144条の2」を「、介護保険法第144条の2及び高齢者の医療の確保に関する法律第114条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市老人医療費支給条例施行規則の一部を
改正する規則をここに公布する。

平成27年9月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第30号

亀岡市老人医療費支給条例施行規
則の一部を改正する規則

亀岡市老人医療費支給条例施行規則（平成
14年亀岡市規則第1号）の一部を次のように
改正する。

第8条第2項中「老人医療費受給者証交付申
請却下通知書」を「老人医療費受給資格非該当
通知書」に改める。

第10条第3項中「老人医療費受給資格喪失
通知書（別記第4号様式）」を「老人医療費受
給資格非該当通知書」に改める。

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第8条、第10条関係）

第 号
年 月 日

様

亀岡市長

印

老人医療費受給資格非該当通知書

亀岡市老人医療費の受給資格について審査しましたところ、下記の対象者の理由（所得超過・課税世帯・未申告）により受給資格がありませんので通知します。

記

(対象年度)

年度

(受給者氏名)

(対象者氏名)

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日（異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として（訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定の日（異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えについては、当該異議申立てに対する決定の日）の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き異議申立て及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式 削除

別記第12号様式を次のように改める。

第12号様式(第15条関係)

表

第 号

福祉医療費の一部負担金限度額適用認定証										老
負担者番号										
公費負担医療の 受給者番号										
受給者	住所									性別
	(フリガナ)									
	氏名									
	生年月日									
適用区分										
有効期間										
発行機関名 及び印	京都府 亀岡市長									
交付年月日										

※ この証は、京都府外では使用できません。

裏

<p>注 意 事 項</p> <p>1 この証によって、療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、医療機関等ごとに1月につき、次に記載した額を限度とします。 <入院> ①区分Ⅰの場合は、15,000円 ②区分Ⅱの場合は、24,600円 <入院外> 区分Ⅰ、Ⅱとも 8,000円</p> <p>2 療養を受けるときは、「被保険者証(又は組合員証)」及び「福祉医療費受給者証」に添えて、この証をその窓口で渡してください。</p> <p>3 次の事項に該当する場合は、直ちにこの証を亀岡市に返してください。 (1) 老人医療費を受けることができなくなったとき。 (2) 限度額適用認定の条件に該当しなくなったとき。 (3) 有効期間を経過したとき。</p> <p>4 この証の記載事項に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて、亀岡市に届け出てください。</p> <p>5 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として罰せられることがあります。</p> <p>6 個室専用料等、医療保険の給付対象とならないものには適用されません。</p> <p>7 この証は、京都府外では使用できません。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告示

亀岡市告示第177号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成27年9月3日

亀岡市長 栗山正隆

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域

J R 並河駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成27年9月3日（木）

午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 7台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課
電話0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第178号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年9月3日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0703-81023

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成26年4月24日

3 無効になる日

平成27年9月3日

「揭示済」

亀岡市告示第179号

亀岡市介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金交付要綱（平成22年亀岡市告示第56号）の一部を次のように改正する。

平成27年9月4日

亀岡市長 栗山正隆

題名を次のように改める。

亀岡市地域密着型サービス等整備助成事業補助金交付要綱

第1条中「介護のサービスの提供及び火災の発生時における安全・安心の確保を目的とした介護基盤の緊急整備及び円滑な開設を支援するため、京都府介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金交付要綱」を「介護サービスの提供体制を促進するため、京都府地域密着型サービス等整備助成事業補助金交付要綱」に改める。

第2条第1項中「第2条」の次に「各号」を加える。

第3条及び第7条中「介護基盤緊急整備等特別対策事業」を「地域密着型サービス等整備助成事業」に改める。

別記第1号様式から別記第5号様式までの規定中「あて先」を「宛先」に、「介護基盤緊急整備等特別対策事業」を「地域密着型サービス等整備助成事業」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成27年度分の補助金から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第180号

亀岡市税等口座振替収納事務取扱要綱（昭和47年亀岡市告示第18号）の一部を次のように改正する。

平成27年9月8日

亀岡市長 栗山正隆

第6条中「振替納付依頼書」という。）の次に「又は口座振替依頼の電子申請」を加える。

第8条中「送付」の次に「又は口座振替依頼の電子申請受付確認」を加える。

第9条第2項中「磁気テープ及び」及び「（以下「磁気テープ等」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

3 市は、データ伝送で口座振替を依頼するときは、振替日の4営業日前までに取扱金融機関に送信する。

第9条の2の見出し中「磁気テープ」を「フロッピーディスク」に、同条中「磁気テープ等」を「フロッピーディスク及びデータ伝送（以下「フロッピーディスク等」という。）」に改め、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条に次の1号を加える。

(2) データ伝送

ア 通信プロトコル 全銀協標準通信プロトコル（TCP/IP手順）

イ データ形式 MS-DOS

ウ 伝送コード JIS

エ レコード長 120バイト

第9条の3（見出しを含む。）中「磁気テープ」を「フロッピーディスク」に改める。

第10条第1項中「又は磁気テープ等」を「、フロッピーディスク」に改め、「引渡し」の次に「又はデータ伝送による請求明細の送信」を加え、同条第3項中「磁気テープ等」

を「フロッピーディスク」に改め、同条に次の1項を加える。

4 取扱金融機関は、データ伝送によって市税等を振り替えた場合は、振替結果を記録したデータを振替後2営業日目までに市へ送信するものとする。

第12条後段を次のように改める。

フロッピーディスク等においては振替不能事由を次の振替結果コードにより記録する。このうちフロッピーディスクにおいては、振替不能明細表（別記第8号様式）によって返戻時に市に通知するものとする。

第13条中「第6条に準じ」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、口座振替収納の依頼を変更するときは、第6条に準じ口座振替依頼の電子申請をもって取扱金融機関に届け出ることができる。

第18条中「磁気テープ」を「フロッピーディスク」に改める。

別表中「磁気テープ」を「フロッピーディスク」に改め、同表(ア)の項中「「1」……EB C D I Cコードを示す。(CMT)」及び「(フロッピーディスク)」を削る。

別記第1号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「市税等の納付書・振替依頼書が貴店に送付又は磁気テープの引き渡し」を「市税等について口座振替(自動払込)の依頼」に改める。

別記第2号様式中「市税等の納付書・振替依頼書が貴店に送付又は磁気テープの引き渡し」を「市税等について口座振替(自動払込)の依頼」に改める。

別記第4号様式第1号中「((2)を除く。)」を削り、同様式第2号を削る。

別記第6号様式第1号中「((2)を除く。)」を削り、「あて先」を「宛先」に改め、同様式第2号を削る。

別記第7号様式中「あて先」を「宛先」に改

める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第181号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年9月8日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1911-13014

- 1 保 険 者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
平成26年4月1日
- 3 無効になる日
平成27年9月8日

「揭示済」

亀岡市告示第182号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年9月8日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0901-71027

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成26年4月1日

3 無効になる日

平成27年9月8日

「掲示済」

亀岡市告示第183号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成27年9月17日

亀岡市長 栗山正隆

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域
J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域
J R 千代川駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成27年9月17日（木）
午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 5台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課
電話0771 (25) 5043

「掲示済」

亀岡市告示第184号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成27年9月18日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住 所	氏名又は名称
1	督促状 平成27年度第2期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
2	督促状 平成27年度第2期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
3	督促状 平成27年度第2期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
4	督促状 平成27年度第2期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
5	督促状 平成27年度第2期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
6	督促状 平成27年度第2期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
7	督促状 平成27年度第2期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
8	督促状 平成27年度第2期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
9	督促状 平成27年度第2期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
10	督促状 平成27年度第2期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
11	督促状 平成27年度第2期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
12	督促状 平成27年度第2期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
13	督促状 平成27年度6.7月分 市府民税（特別徴収）	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第185号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において平成27年9月25日から平成27年10月8日まで一般の縦覧に供する。

平成27年9月24日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 (1) 路線番号 12067
- (2) 路線名 日吉2号線
- (3) 道路の区域

区 間	変 更 前後別	最小幅員 最大幅員	延 長	備 考
亀岡市大井町小金岐北浦67番先から 亀岡市千代川町小林西芝43番の1先まで	前	$\frac{6.00m}{6.07m}$	222.92m	
亀岡市大井町小金岐北浦67番先から 亀岡市千代川町小林西芝43番の1先まで	後	$\frac{6.00m}{8.90m}$	222.92m	

- 2 (1) 路線番号 19001
- (2) 路線名 東つつじヶ丘中央線
- (3) 道路の区域

区 間	変 更 前後別	最小幅員 最大幅員	延 長	備 考
亀岡市篠町森山先1番の1先から 亀岡市東つつじヶ丘曙台1丁目25番の67先まで	前	$\frac{5.28m}{8.75m}$	642.85m	
亀岡市篠町森山先1番の1先から 亀岡市東つつじヶ丘曙台1丁目25番の67先まで	後	$\frac{5.28m}{10.50m}$	642.85m	

- 3 (1) 路線番号 19008
 (2) 路線名 つつじヶ丘6号線
 (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	最小幅員 最大幅員	延長	備考
亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目30番の24先から 亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目44番の5先まで	前	$\frac{4.03\text{m}}{6.48\text{m}}$	216.57m	
亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目30番の24先から 亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目44番の5先まで	後	$\frac{4.21\text{m}}{11.75\text{m}}$	216.57m	

- 4 (1) 路線番号 19025
 (2) 路線名 つつじヶ丘15号線
 (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	最小幅員 最大幅員	延長	備考
亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目30番の57先から 亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目30番の39先まで	前	$\frac{3.97\text{m}}{4.06\text{m}}$	83.88m	
亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目30番の57先から 亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目30番の39先まで	後	$\frac{6.00\text{m}}{11.45\text{m}}$	83.88m	

「揭示済」

亀岡市告示第186号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成27年9月25日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において平成27年9月25日から平成27年10月8日まで一般の縦覧に供する。

平成27年9月24日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 (1) 路線番号 12067
 (2) 路線名 日吉2号線
 (3) 道路の区域

区 間	最小幅員	延 長	備 考
	最大幅員		
亀岡市大井町小金岐北浦67番先から 亀岡市千代川町小林西芝43番の1先まで	$\frac{6.00\text{m}}{8.90\text{m}}$	222.92m	

- 2 (1) 路線番号 19001
 (2) 路線名 東つつじヶ丘中央線
 (3) 道路の区域

区 間	最小幅員	延 長	備 考
	最大幅員		
亀岡市篠町森山先1番の1先から 亀岡市東つつじヶ丘曙台1丁目25番の67先まで	$\frac{5.28\text{m}}{10.50\text{m}}$	642.85m	

- 3 (1) 路線番号 19008
 (2) 路線名 つつじヶ丘6号線
 (3) 道路の区域

区 間	最小幅員	延 長	備 考
	最大幅員		
亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目30番の24先から 亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目44番の5先まで	$\frac{4.21\text{m}}{11.75\text{m}}$	216.57m	

- 4 (1) 路線番号 19025
 (2) 路線名 つつじヶ丘15号線
 (3) 道路の区域

区 間	最小幅員	延 長	備 考
	最大幅員		
亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目30番の57先から 亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目30番の39先まで	$\frac{6.00\text{m}}{11.45\text{m}}$	83.88m	

「揭示済」

亀岡市告示第187号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年9月25日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1262-11003

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成26年4月1日
- 3 無効になる日
 平成27年9月25日

「揭示済」

亀岡市告示第188号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年9月28日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1905-51073

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成26年4月1日
- 3 無効になる日
 平成27年9月28日

「揭示済」

亀岡市告示第189号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年9月30日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1262-51054

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成26年4月1日
- 3 無効になる日
 平成27年9月30日

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第32号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により亀岡市大井町南部土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

平成27年9月9日

亀岡市長 栗山正隆

1 組合の名称

亀岡市大井町南部土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成21年6月15日から平成31年3月31日まで

3 施行地区の区域

区 域	付記	区 域	付記
大井町 並河堂又	全部	大井町 並河二丁目	一部
〃 並河前脇	一部	〃 並河三丁目	一部
〃 並河熊田	一部	〃 南金岐重見	一部
〃 並河亀ヶ渚	一部	〃 南金岐好実根	一部
〃 並河深町	一部	蔦田野町 太田古実根	一部
〃 並河観並	一部	〃 太田草田	一部

4 設立認可の年月日

平成21年6月15日

5 変更認可の年月日

平成27年9月9日

「揭示済」

亀岡市公告第33号

南丹都市計画事業大井町南部土地区画整理事業の事業計画において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第21条第6項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により公告する。

平成27年9月9日

亀岡市長 栗山正隆

1 事業の名称

南丹都市計画事業大井町南部土地区画整理事業

2 施行地区の区域

区 域	付記	区 域	付記
大井町 並河堂又	全部	大井町 並河二丁目	一部
〃 並河前脇	一部	〃 並河三丁目	一部
〃 並河熊田	一部	〃 南金岐重見	一部
〃 並河亀ヶ渕	一部	〃 南金岐好実根	一部
〃 並河深町	一部	禰田野町 太田古実根	一部
〃 並河観並	一部	〃 太田草田	一部

3 縦覧に供する図書

施行地区及び設計の概要を表示する図書

4 縦覧期間

土地区画整理法第45条第5項又は同法第103条第4項の公告の日まで

5 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

6 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市整備課

「揭示済」

亀岡市公告第34号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成27年9月14日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

- | | |
|--------------|---|
| (1) 工事番号 | 26建第5号 |
| (2) 工事名 | 市営吉川住宅整備工事（第2工区） |
| (3) 工事場所 | 亀岡市吉川町穴川地内 |
| (4) 工事種別 | 建築一式工事 |
| (5) 工事概要 | 市営吉川住宅整備工事（第2工区）
補強コンクリートブロック造2階建て 4棟 |
| | ・下水道接続工事 一式
下水道接続 15戸
水道給配水管敷設替え
附帯工事（便所・台所等） |
| | ・耐震補強工事 一式
RC壁開口閉鎖 |
| | ・大規模改修工事 一式
屋根塗装替え工事
外壁仕上げ改修工事 |
| (6) 予定価格（税込） | 59,000,400円
【入札書比較価格（税抜） 54,630,000円】 |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から平成28年2月28日まで |
| (8) 部分払 | 無 |
| (9) 前金払 | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要） |
| (10) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。 |
| (11) 最低制限価格 | 採用 |

- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 平成27年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（建築一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成27年4月1日以降に発注された建築一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これら

の工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成27年9月14日（月） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成27年9月14日（月） 午後3時から	共通事項2のとおり
一般競争入札参加資格確認申請書等の受付	平成27年9月17日（木） 午前9時から午後5時まで 平成27年9月18日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成27年9月24日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成27年9月16日（水） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成27年9月28日（月） 正午まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成27年9月29日（火） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成27年10月5日（月） 午前9時から午後5時まで 平成27年10月6日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成27年10月7日（水） 午前10時00分	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第35号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

平成27年9月18日

亀岡市長 栗山正隆

1 縦覧期間

平成27年9月18日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

任免及び辞令

(各 通) 廣 畑 弘
加 藤 啓一郎
松 井 道 宣

亀岡市予防接種健康被害調査委員会委員に委嘱
します

任期は平成30年8月31日までとします

松 本 行 雄
益 田 也寸子
岡 里 美
森 本 克 子

(各 通) 二 羽 照 美
川 本 利 三
江 口 昌 道
石 倉 敬 子
山 崎 正 則

亀岡市総合福祉センター運営委員会委員に委嘱
します

任期は平成29年8月31日までとします

平成27年9月1日

(各 通) 岩 井 秀 世
桶 谷 守
木 澤 真 一
原 清 治
松 浦 善 満

亀岡市いじめ調査委員会委員に委嘱します

任期は平成29年9月2日までとします

平成27年9月3日

教育委員会欄

任免及び辞令

飯 野 茂
山 崎 英 彰
加 藤 啓一郎
佐 藤 明 美
西 垣 逸 郎
(各 通) 樋 垣 泰 伸
土 井 眞 吾
川 勝 哲 也
伊 丹 映 子
高 谷 三 恵
奥 村 祥 子

亀岡市学校結核対策委員会委員に委嘱します

任期は平成28年3月31日までとします

平成27年9月1日

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第60号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成27年9月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

1,474人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第61号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成27年9月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

24,560人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第62号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成27年9月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

12,280人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第63号

亀岡市長選挙に係る選挙時登録の被登録資格決定の基準日等について

平成27年11月1日執行の亀岡市長選挙に係る選挙人名簿の選挙時登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定める。

平成27年9月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

- 1 被登録資格の決定の基準となる日
平成27年10月24日
(ただし、年齢については平成27年
11月1日)
- 2 登録を行う日
平成27年10月24日
- 3 縦覧に供する期間
平成27年10月25日

「揭示済」